

●市役所や法務局で変更するもの（住所変更手続きの必要はありません。）

項目	担当課が行う事務	担当課（電話番号）
住民基本台帳	市役所で変更	市民課（2998-9087）
印鑑登録原簿		
戸籍簿（本籍欄）		
選挙人名簿の住所欄	市役所で変更	選挙管理委員会事務局（2998-9259）
土地・建物登記簿 （表題部の所在欄）	法務局で変更 ・但し、所有者欄等の住所は、皆さんご自身でお手続きをお願いします。	さいたま地方法務局所沢支局（2992-2677）
国民健康保険被保険者証	更新時に新住所のものを送付	国保年金課（2998-9131）
国民健康保険退職被保険者証		
国民健康保険高齢受給者証		
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証		
国民年金第1号被保険者		
老齢福祉年金受給者	市役所から埼玉社会保険事務局に報告	
乳幼児医療費受給者証	該当者に新住所のものを送付	こども支援課（2998-9124）
ひとり親家庭等医療費受給者証		
重度心身障害児等医療費受給者証	該当者に新住所のものを送付	障害福祉課（2998-9116）
介護保険被保険者証	該当者に新住所のものを送付	介護保険課（2998-9420）
介護保険標準負担減額認定証		
後期高齢者医療被保険者証	該当者に新住所のものを送付	福祉総務課（2998-9113）
入札参加資格申請	市役所で変更	契約課（2998-9058）
集団資源回収団体登録	報償金申請時に新住所で申請受付	資源循環推進課（2998-9146）
水道	市役所で変更	水道部営業課（2921-1080）